

第三号第四様式（第二十七条第四項関係）

船橋市西老人デイサービスセンター拠点区分貸借対照表

令和 2年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流 動 資 産	6,768,256	7,336,671	-568,415	流 動 負 債	8,963,995	10,595,901	-1,631,906
現 金 預 金	1,347,810	1,649,470	-301,660	事 業 未 払 金	878,763	594,156	284,607
事 業 未 収 金	5,388,850	5,445,343	-56,493	未 払 費 用	849,404	830,848	18,556
未 収 金	31,596	45,192	-13,596	職 員 預 り 金	77,054	83,177	-6,123
立 替 金	0	196,666	-196,666	拠 点 区 分 間 借 入 金	6,000,000	8,000,000	-2,000,000
固 定 資 産	2,857,570	2,550,785	306,785	賞 与 引 当 金	1,158,774	1,087,720	71,054
そ の 他 の 固 定 資 産	2,857,570	2,550,785	306,785	固 定 負 債	2,808,570	2,501,785	306,785
退職給付引当資産	2,808,570	2,501,785	306,785	退 職 給 付 引 当 金	2,808,570	2,501,785	306,785
差 入 保 証 金	49,000	49,000	0	負 債 の 部 合 計	11,772,565	13,097,686	-1,325,121
				純 資 産 の 部			
				次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	-2,146,739	-3,210,230	1,063,491
				次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額 (うち当期活動増減差額)	-2,146,739	-3,210,230	1,063,491
				純 資 産 の 部 合 計	1,063,491	682,185	381,306
資 産 の 部 合 計	9,625,826	9,887,456	-261,630	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	-2,146,739	-3,210,230	1,063,491
	9,625,826	9,887,456	-261,630		9,625,826	9,887,456	-261,630

計算書類に対する注記

(船橋市西老人デイサービスセンター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①建物並びに器具及び備品－該当なし
- ②上記以外の有形固定資産－該当なし
- ③無形固定資産－該当なし
- ④リース資産－該当なし

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

ア 職員の退職給付に備えるため、当法人で加入している公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の退職共済制度に基づき、当期末における法人負担の掛金累計額を計上している。

イ 職員の退職給付に備えるため、当法人が定める退職給付制度に基づき、当期末において発生していると認められる金額を退職給付債務として計上している。なお、退職給付債務は期末要支給額により算定している。

②賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に属する金額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

職員の退職給付に備えるため、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

なお、本制度の対象となる職員は、平成18年3月31日までに当法人に採用となった者とする。ただし、以下の職員は本制度の対象とする。

- ①当法人の保育部所管の施設に採用となった者で、引き続き同事業部所管の施設に勤務している者
- ②平成28年3月31日までに当法人の障害事業部所管の施設及び事業所に採用となった者で、引き続き同事業部所管の施設及び事業所に勤務している者

(2) 民間退職共済制度

職員の退職給付に備えるため、公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の実施する退職共済制度に加入している。

なお、本制度の対象となる職員は、(1)又は(3)の退職給付制度の対象となる者とする。

(3) 当法人が定める退職給付制度

職員の退職給付に備えるため、当法人の規程に基づき、法人独自の退職給付制度を実施している。

なお、(1)の退職給付制度の対象となる職員以外を本制度の対象とする。

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 船橋市西老人デイサービスセンター拠点計算書類
(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
当拠点区分はサービス区分が1つのため省略している。
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
当拠点区分はサービス区分が1つのため省略している。

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

該当なし

8. 重要な後発事象

該当なし

9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) リース取引関係
○所有権移転外ファイナンス・リース取引
該当なし
- (2) その他の事項
該当なし